

<h1>さいたま市契約公報</h1> <p>第6号</p> <p>令和3年3月31日発行</p>	<p>発行所</p> <p>さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号</p> <p>さいたま市役所</p> <p>(財政局契約管理部契約課)</p>
--	---

目次

特定調達契約に係る一般競争入札の公告（2件）

- 教育用プロジェクト貸貸借（R3年）…………… 1
- 教職員用情報システム貸貸借（R3年）…………… 5

特定調達契約の落札者等の公示

- ・保育業務支援システム用パソコン及びソフトウェア一式の購入…………… 9
- ・さいたま市療育センターさくら草送迎バス運行業務…………… 9
- ・さいたま市自動体外式除細動器（一般用AED）貸貸借…………… 9
- ・令和3年度署活動用無線機貸貸借…………… 9
- ・さいたま市収納データ作成等処理業務…………… 9
- ・さいたま市立学校用等自動体外式除細動器貸貸借…………… 9

競争入札参加資格審査に関する告示（4件）

- 令和3・4年度競争入札の参加資格に関する審査結果…………… 10
- 令和3・4年度建設工事の請負に係る
競争入札に参加を希望する者の資格審査に関する等級の区分の方法…………… 10
- 令和3・4年度建物管理等、警備及び清掃の業務に係る
競争入札に参加を希望する者の資格審査に関する等級の区分の方法…………… 17
- 令和3・4年度競争入札参加資格追加審査に関する告示…………… 20

[水道局]

特定調達契約に係る一般競争入札の公告（1件）

- 小型貨物ハイブリッド自動車貸貸借（令和3年度その1）…………… 21

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

さいたま市公告（調達）第36号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和3年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

教育用プロジェクト貸貸借（R3年）

(2) 借入場所

さいたま市南区南本町2-25-27 さいたま市立岸中学校外58校

- (3) 数量・特質等
入札説明書のとおり
- (4) 借入期間
令和3年9月1日から令和8年8月31日まで
- 2 競争入札参加資格に関する事項
本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。
- (1) 令和3年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和3年4月14日（水）までに資格審査の申請を行うこと。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 賃貸借された納入機器等を設置及び設定し、常時正常な状態又は十分に機能が働く状態に維持し、万一問題が生じた場合には即時に対応ができる者であること。
- 3 入札説明書の交付
本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
さいたま市浦和区岸町6-13-15　さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育研究所
担当 ICT教育推進係　電話　048（836）1713
- (2) 交付期間
公告の日から令和3年4月20日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）
- (3) 交付費用
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類
 - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
3(1)に同じ
 - (2) 交付日時
令和3年4月28日(水) 午前9時から午後4時まで
 - (3) その他
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札手続等
- (1) 入札方法
単価(月額)で行う。入札金額は、賃借料(設定費用等、当該業務に係る経費の全てを含む。)1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先
 - ア 受領期限
令和3年5月11日(火) 書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。
 - イ 送付先
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市教育委員会事務局
学校教育部教育研究所
 - (3) 入札の日時及び場所
 - ア 日時
令和3年5月13日(木) 午前9時30分
 - イ 場所
さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市立教育研究所3階第3研修室
 - (4) 入札保証金
見積もった金額(月額)に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さい

たま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年5月13日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育研究所
電話 048(836)1713 FAX 048(838)0888

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育研究所及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Lease contract for tender:

Projectors for educational purposes (FY 2021)

(2) Date and time of tender:

May 13, 2021, 9:30 a.m.

(3) Contact point for the notice:

Institute of Education, Department of School Education, Board of Education Secretariat,
Saitama City

6-13-15 Kishicho, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-0064, Japan

Tel: 048-836-1713

さいたま市公告（調達）第37号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和3年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

教職員用情報システム賃貸借（R3年）

(2) 借入場所

さいたま市浦和区岸町4-1-29 さいたま市立高砂小学校外164か所

(3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

(4) 借入期間

令和3年9月1日から令和8年8月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和3年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和3年4月14日（水）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 賃貸借された納入機器等を設置及び設定し、常時正常な状態又は十分に機能が働く状態に維持し、万一問題が生じた場合には即時に対応ができる者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育研究所
担当 ICT教育推進係 電話 048(836)1713

(2) 交付期間

公告の日から令和3年4月20日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年4月28日（水）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料（設定費用等、当該業務に係る経費の全てを含む。）1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和3年5月11日（火）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市教育委員会事務局
学校教育部教育研究所

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年5月13日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市立教育研究所3階第3研修室

(4) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年5月13日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育研究所
電話 048(836)1713 FAX 048(838)0888

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育研究所及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Lease contract for tender:

Information System for school personnel(FY2021)

(2) Date and time of tender:

May 13, 2021, 10:00 a.m.

(3) Contact point for the notice:

Institute of Education, Department of School Education, Board of Education Secretariat,
Saitama City

6-13-15 Kishicho, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-0064, Japan

Tel: 048-836-1713

○特定調達契約の落札者等の公示

さいたま市公告（調達）第38号

次のとおり落札者等について公示します。

令和3年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

①38-1 ②保育業務支援システム用パソコン及びソフトウェア一式 (1)パソコン 244台 (2)ソフトウェア一式 ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和3年1月18日 ⑤ミツイワ株式会社関東営業部 部長 藤本秀樹 さいたま市浦和区仲町2-4-1 ⑥52,470,000円 ⑦一般競争入札 ⑧令和2年11月30日さいたま市公告（調達）第86号

①38-2 ②さいたま市療育センターさくら草送迎バス運行業務一式 ③さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草 さいたま市桜区田島2-16-2 ④令和3年3月5日 ⑤関東自動車株式会社 代表取締役 宇野三花 さいたま市浦和区仲町2-3-19 平田ビル3階 ⑥31,367,501円 ⑦一般競争入札 ⑧令和3年1月20日さいたま市公告（調達）第17号

①38-3 ②さいたま市自動体外式除細動器（一般用AED）賃貸借一式 ③さいたま市消防局警防部救急課 さいたま市浦和区常盤6-1-28 ④令和3年3月5日 ⑤セコム株式会社 代表取締役 尾関一郎 東京都渋谷区神宮前1-5-1 ⑥358,336円（月額） ⑦一般競争入札 ⑧令和3年1月20日さいたま市公告（調達）第22号

①38-4 ②令和3年度署活動用無線機賃貸借一式 ③さいたま市消防局警防部指令課 さいたま市浦和区常盤6-1-28 ④令和3年3月4日 ⑤埼玉情報株式会社 代表取締役 相沢長次 さいたま市中央区八王子2-7-2 ⑥580,580円（月額） ⑦一般競争入札 ⑧令和3年1月20日さいたま市公告（調達）第23号

①38-5 ②さいたま市収納データ作成等処理業務一式 ③さいたま市出納室出納課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和3年2月16日 ⑤AGS株式会社 代表取締役 原俊樹 さいたま市浦和区針ヶ谷4-3-25 ⑥72,060,912円 ⑦随意契約 ⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

①38-6 ②さいたま市立学校用等自動体外式除細動器賃貸借一式 ③さいたま市教育委員会事務局学校教育課健康教育部健康課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和3年3月10日 ⑤NTT・TCリース株式会社関東支店 支店長 森山仁 さいたま市大宮区桜木町1-9-6 大宮センタービル ⑥306,900円（月額） ⑦一般競争入札 ⑧令和3年1月20日さいたま市公告（調達）第24号

○競争入札参加資格審査に関する告示

さいたま市告示第495号

さいたま市水道局告示第28号

令和3・4年度のさいたま市及びさいたま市水道局における競争入札の参加資格に関する審査結果について、次のとおり公表する。

令和3年3月24日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市水道事業管理者 小 島 正 明

競争入札参加有資格者数

	市内	県内	県外	合計
建設工事	571	624	1035	2230
設計・調査・測量	158	205	791	1154
土木施設維持管理	262	212	115	589
物品納入等	669	282	1242	2193
業務委託	729	331	1788	2848
合計	2389	1654	4971	9014

※主たる営業所の所在地による

さいたま市告示第496号

さいたま市水道局告示第29号

令和3・4年度のさいたま市及びさいたま市水道局が発注する建設工事の請負に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加を希望する者の資格審査に関する等級の区分（以下「等級区分」という。）の方法を定めたので、次のとおり公表する。

令和3年3月24日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市水道事業管理者 小 島 正 明

1 等級区分する業種

等級区分は、土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、舗装工事業及び造園工事業について行うものとし、他の業種については行わない。

2 等級区分する方法

等級区分は、3に定める資格審査数値及び4に定める技術者数を基に5に定める等級区分基準に従って、業種ごとに行うものとする。

3 資格審査数値

資格審査数値は、次に掲げる点数を合計した数値とする。

(1) 経営事項審査の総合評定値

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の総合評定値（平成20年国土交通省告示第85号（以下「国土交通省告示」という。）第一に規定する経営規模、経営状況、技術力及びその他の審査項目（社会性等）を、国土交通省告示第二に定める基準

(以下「国土交通省告示に定める基準」という。)に従って審査し、国土交通省告示並びに平成20年1月31日付け国総建第269号「経営事項審査の事務取扱について」及び同別紙「経営規模等評価の結果を評点で表す方法」(以下「事務取扱別紙」という。)により算出した評点とする。

ただし、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協業組合(以下「協同組合等」という。)のうち、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、官公需適格組合の証明を受けた者であって資格審査に係る工事種別の官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者(以下「組合」という。)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 経営規模及び技術力の審査は、当該組合と5以内の組合員(当該組合の理事並びに当該組合の理事又は組合員が代表者となっている法人を含む。以下同じ。)の次に掲げる事項の合計値を用いて、国土交通省告示に定める基準に準じて行うものとする。

- (ア) 工事の種類別年間平均完成工事高
- (イ) 工事の種類別年間平均元請完成工事高
- (ウ) 自己資本の額
- (エ) 利益額
- (オ) 技術職員の数

イ 経営状況及びその他の審査項目(社会性等)の評点は、当該組合と5以内の組合員の事務取扱別紙に定める当該評点の平均値(小数点以下第1位を四捨五入した数値)を用いるものとする。

(2) 発注者別評価点

発注者別評価点は、次に定める項目の付与点数を合計した点数とする。ただし、発注者別評価点の合計が0点未満となった場合には、発注者別評価点の合計を0点とする。また、協同組合等については、当該協同組合等として要件を満たしている場合を加減対象とする。

評価項目	条件	付与点数	対象者及び対象業種
災害時復旧協力協定締結	<p>以下のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ さいたま市長と「大規模災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定」を締結している団体に加盟し、応急復旧業務・工事に協力することとなっていること ○ さいたま市水道事業管理者と「災害時における復旧工事の協力に関する協定」を締結している団体に加盟し、復旧工事に協力することとなっていること ○ さいたま市長と「災害時における電気設備の復旧に関する協定」を締結している団体に加盟し、復旧活動等の支援に関して協力することとなっていること ○ 上記と類似の協定等について、さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者と災害時における応急復旧業務に関する協定等を締結している団体に加盟し、又は協定等を締結し、応急復旧工事に協力することとなっていること <p>なお、締結している協定等は令和2年9月1日現在有効なもののみとする。</p>	30点	協定締結団体に加盟又は協定を締結している者・申請全業種
品質管理	<p>公益財団法人日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001の認証を取得している場合</p>	10点	全者・申請全業種
優秀建設工事業者表彰	<p>令和元年度・令和2年度に「さいたま市優秀建設工事業者表彰」を受けた者</p>	受賞1案件につき20点	受賞者・該当業種
入札参加停止	<p>平成31年1月1日から令和2年12月31日までの間の入札参加停止の期間に応じて減点</p>	1月につき-5点	全者・申請全業種

評価項目	条件	付与点数		対象者及び対象業種
工事成績	① 平成31年1月1日から令和2年12月31日までの間に受けた本市発注工事の工事検査に係る工事成績の平均点に応じ加減点（共同企業体での実績は除く。また、実績のない者は0点とする。）	工事成績平均点	加減点	全者・該当業種
		82点以上	30点	
		79点以上 82点未満	20点	
		76点以上 79点未満	10点	
		65点以上 76点未満	0点	
		65点未満	-20点	
	② ①の算出の基礎となった工事成績中65点に満たない案件があった場合	1案件につき-5点		
地域加算	さいたま市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者	20点		市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
女性技術者又は若手技術者の雇用	建設業法第7条第2号及び同法第15条第2号に規定する専任の技術者（実務経験のみによるものは除く。）になり得る女性技術者又は若手技術者（申請日現在35歳未満の者）が1人以上常勤している場合（従業員にあっては申請日において既に3か月以上の雇用関係にあり、以後1年以上の雇用が見込まれるものに限る。）	10点		市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種

評価項目	条件	付与点数	対象者及び対象業種																																										
CPDS/CPD（継続学習）の取組み状況	<p>CPDS/CPD（継続学習）に取り組んでいる技術者の取得した単位数に応じ、申請時に在籍している企業に対し、加点する。ただし、下記①～③については、平成27年10月1日から令和2年9月30日の期間で取得したもの、④については、平成28年4月1日から令和2年9月30日の期間で取得したものとする。</p> <p>① 「一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会」が実施する継続学習制度における企業ごとの取得単位数</p> <p>② 「建築CPD運営会議」が実施する情報提供制度(CPD)における企業ごとの認定時間数</p> <p>③ 「公益社団法人土木学会」が実施する継続学習制度における企業ごとの取得単位数</p> <p>④ 「造園CPD協議会」が実施する継続教育制度(CPD)における企業ごとの取得単位数</p>	<p>①一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会</p> <table border="1" data-bbox="898 398 1185 712"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1～19</td><td>1点</td></tr> <tr><td>20～39</td><td>2点</td></tr> <tr><td>40～59</td><td>4点</td></tr> <tr><td>60～79</td><td>6点</td></tr> <tr><td>80～99</td><td>8点</td></tr> <tr><td>100～</td><td>10点</td></tr> </tbody> </table> <p>②建築CPD運営会議</p> <table border="1" data-bbox="898 790 1185 1104"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1～11</td><td>1点</td></tr> <tr><td>12～23</td><td>2点</td></tr> <tr><td>24～35</td><td>4点</td></tr> <tr><td>36～47</td><td>6点</td></tr> <tr><td>48～59</td><td>8点</td></tr> <tr><td>60～</td><td>10点</td></tr> </tbody> </table> <p>③公益社団法人土木学会、④造園CPD協議会</p> <table border="1" data-bbox="898 1261 1185 1697"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1～49</td><td>1点</td></tr> <tr><td>50～99</td><td>2点</td></tr> <tr><td>100～149</td><td>4点</td></tr> <tr><td>150～199</td><td>6点</td></tr> <tr><td>200～249</td><td>8点</td></tr> <tr><td>250～</td><td>10点</td></tr> </tbody> </table> <p>※申請業種ごとの上限は10点とする</p>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点	取得単位数	配点	1～11	1点	12～23	2点	24～35	4点	36～47	6点	48～59	8点	60～	10点	取得単位数	配点	1～49	1点	50～99	2点	100～149	4点	150～199	6点	200～249	8点	250～	10点	<p>市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者</p> <p>①対象業種 土木工事業 管工事業 舗装工事業</p> <p>②対象業種 建築工事業 電気工事業 管工事業</p> <p>③対象業種 土木工事業 管工事業 舗装工事業</p> <p>④対象業種 造園工事業</p>
取得単位数	配点																																												
1～19	1点																																												
20～39	2点																																												
40～59	4点																																												
60～79	6点																																												
80～99	8点																																												
100～	10点																																												
取得単位数	配点																																												
1～11	1点																																												
12～23	2点																																												
24～35	4点																																												
36～47	6点																																												
48～59	8点																																												
60～	10点																																												
取得単位数	配点																																												
1～49	1点																																												
50～99	2点																																												
100～149	4点																																												
150～199	6点																																												
200～249	8点																																												
250～	10点																																												

評価項目	条件	付与点数	対象者及び対象業種
障害者雇用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条に係る報告義務がある場合、申請日直近の6月1日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる営業所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書を提出した者。 ○ 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る報告義務がない場合、申請日時点において障害者を1人以上雇用し、障害者雇用の状況を提出した者。 	20点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
環境への配慮等	JAB又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO14001の認証を取得している場合、又は一般財団法人持続性推進機構によりエコアクション21の認証を取得している場合	10点	全者・申請全業種
子育て支援	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局へ提出した場合（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）、又は同法第15条の2の規定による認定を受けている場合	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
女性の活躍推進	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第8条の規定による届出を労働局へ提出した場合（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）、又は同法第12条の規定による認定を受けている場合	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種

評価項目	条件	付与点数	対象者及び対象業種
消防団協力事業所	さいたま市消防団協力事業所表示制度実施要綱第6条の規定により、消防団協力事業所として認定を受けている者。	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
協力雇用主	法務省さいたま保護観察所に協力雇用主として登録されている者。	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
その他	以下のいずれかに該当する者 ○ さいたま市と包括連携協定を締結している者 ○ さいたま市CSRチャレンジ企業として認証されている者 ○ さいたま市健康経営企業として認定されている者	10点	該当者・申請全業種

4 技術者数

技術者数は、1級相当技術者の数であり、さいたま市競争入札参加資格に関する公示に定める資格審査基準日の経営事項審査における総合評定値通知書の技術職員数の一級欄に記載された者の数とする。なお、官公需適格組合については、3(1)ア(オ)に定める技術職員のうち1級相当技術者の合計値とする。

5 等級区分基準

(1) 土木工事業

等級	基準
S	資格審査数値が1000点以上、かつ、1級相当技術者数が10人以上
A	資格審査数値が800点以上、かつ、1級相当技術者の数が5人以上
B	資格審査数値が700点以上、かつ、1級相当技術者の数が2人以上
C	資格審査数値が700点未満

(2) 建築工事業

等級	基準
S	資格審査数値が1000点以上、かつ、1級相当技術者数が10人以上
A	資格審査数値が800点以上、かつ、1級相当技術者の数が3人以上
B	資格審査数値が700点以上、かつ、1級相当技術者の数が1人以上
C	資格審査数値が700点未満

(3) とび・土工工事業、電気工事業及び舗装工事業

等級	基準
A	資格審査数値が820点以上、かつ、1級相当技術者の数が3人以上
B	資格審査数値が710点以上
C	資格審査数値が710点未満

(4) 管工事業

等級	基準
A	資格審査数値が820点以上、かつ、1級相当技術者の数が3人以上
B	資格審査数値が710点以上、かつ、1級相当技術者の数が1人以上
C	資格審査数値が710点未満

(5) 造園工事業

等級	基準
A	資格審査数値が750点以上、かつ、1級相当技術者の数が1人以上
B	資格審査数値が600点以上
C	資格審査数値が600点未満

さいたま市告示第497号

さいたま市水道局告示第30号

令和3・4年度のさいたま市及びさいたま市水道局が発注する建物管理等、警備及び清掃の業務に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加を希望する者の資格審査に関する等級の区分（格付）（以下「等級区分」という。）の方法を定めたので、次のとおり公表する。

令和3年3月24日

さいたま市長 清水 勇 人
さいたま市水道事業管理者 小 島 正 明

1 等級区分する方法

等級区分は、2に定める資格審査数値を基に5に定める等級区分基準に従って、業務ごとに行うものとする。

2 資格審査数値

資格審査数値は、3に定める経営財務状況の点数に4に定める発注者別評価項目の点数を加算した数値とする。ただし、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合（以下「協同組合等」という。）のうち、官公需適格組合の証明を受けた者であって資格審査に係る業務の官公需適格組合の算出方法の特例の適用を希望する者（以下「組合」という。）の資格審査数値は、3(6)に定める「営業期間」を除き当該組合と5以内の組合員（当該組合の理事並びに当該組合の理事又は組合員が代表者となっている法人を含む。以下同じ。）の合計値を用いて算出するものとする。

3 経営財務状況の点数

経営財務状況の点数は、次に定める項目の点数の合計とする。

(1) 平均売上額

平均 売上額	20億円以上	15億円以上 20億円未満	10億円以上 15億円未満	7億円以上 10億円未満	4億円以上 7億円未満	3億円以上 4億円未満
点数	35点	33点	31点	29点	27点	25点
平均 売上額	2億円以上 3億円未満	15千万円以上 2億円未満	1億円以上 15千万円未満	8千万円以上 1億円未満	6千万円以上 8千万円未満	45百万円以上 6千万円未満
点数	23点	21点	19点	17点	15点	13点
平均 売上額	3千万円以上 45百万円未満	2千万円以上 3千万円未満	1千万円以上 2千万円未満	5百万円以上 1千万円未満	5百万円未満	
点数	11点	9点	7点	5点	3点	

(2) 自己資本の額

自己資本 の額	1億円以上	8千万円以上 1億円未満	6千万円以上 8千万円未満	45百万円以上 6千万円未満	3千万円以上 45百万円未満	2千万円以上 3千万円未満
点数	15点	14点	13点	11点	9点	7点
自己資本 の額	1千万円以上 2千万円未満	5百万円以上 1千万円未満	1百万円以上 5百万円未満	0円以上 1百万円未満	マイナス資本	
点数	5点	3点	2点	1点	-2点	

(3) 流動比率

流動 比率	150以上	130以上 150未満	110以上 130未満	90以上 110未満	70以上 90未満	70未満
点数	15点	12点	9点	6点	3点	1点

(4) 自己資本比率

自己資本 比率	50以上	40以上 50未満	30以上 40未満	20以上 30未満	10以上 20未満	10未満
点数	15点	12点	9点	6点	3点	1点

(5) 従業員数

従業 員数	300人以上	100人以上 300人未満	50人以上 100人未満	10人以上 50人未満	10人未満
点数	10点	8点	6点	4点	1点

(6) 営業期間

営業 期間	10年以上	5年以上 10年未満	3年以上 5年未満	2年以上 3年未満	1年以上 2年未満	1年未満
点数	10点	8点	6点	4点	2点	0点

4 発注者別評価項目の点数

発注者別評価項目の点数は、次に定める項目の点数の合計とする。ただし、発注者別評価項目の点数の合計が0点未満となった場合には、発注者別評価項目の点数の合計を0点とする。

(1) 障害者雇用

雇 用	法定雇用障害者 数以上を雇用し ている	法定雇用障害者 数以上を雇用し ていない
点 数	5 点	0 点

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条に係る報告義務がある場合、申請日直近の 6 月 1 日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる営業所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書を提出した者

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条に係る報告義務がない場合、申請日時点において障害者を 1 人以上雇用し、障害者雇用の証明書を提出した者

なお、協同組合等については、当該協同組合等として要件を満たしている場合を加点対象とする。

(2) 子育て支援

届 出 又は 認 定	有	無
点 数	5 点	0 点

○ 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第 12 条の規定による届出を労働局へ提出した場合（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は同法第 15 条の 2 の規定による認定を受けている場合

なお、協同組合等については、当該協同組合としての一般事業主行動計画を策定し、同法第 12 条の規定による届出を労働局へ提出した場合又は同法第 15 条の 2 の規定による認定を受けている場合を加点対象とする。

(3) 女性の活躍推進

届 出	有	無
点 数	5 点	0 点

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第 8 条の規定による届出を労働局へ提出した場合（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）、又は同法第 12 条の規定による認定を受けている場合

なお、協同組合等については、当該協同組合としての一般事業主行動計画を策定し、同法第 8 条の規定による届出を労働局へ提出した場合、又は同法第 12 条の規定による認定を受けている場合を加点対象とする。

(4) ISO・エコアクション 21 認証取得

認 証 取 得	ISO 9001		ISO 14001 又は エコアクション 21	
	有	無	有	無

○ ISO 9001
公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又は JAB と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証した ISO

点 数	5 点	0 点	5 点	0 点
-----	-----	-----	-----	-----

9001の認証を取得している場合

○ ISO14001又はエコアクション21
JAB又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO14001の認証を取得している場合、又は一般財団法人持続性推進機構によりエコアクション21の認証を取得している場合

なお、ISO9001、ISO14001又はエコアクション21のいずれの場合も、協同組合等については、当該協同組合等としての認証取得を加点対象とする。

(5) その他

締結、 認証 又は認定	さいたま市と包括連携協定、 さいたま市CSRチャレンジ企業 又はさいたま市健康経営企業	
	有	無
点 数	5 点	0 点

以下のいずれかに該当する者

- さいたま市と包括連携協定を締結している者
- さいたま市CSRチャレンジ企業として認証されている者
- さいたま市健康経営企業として認定されている者

(6) 入札参加停止

入札参加 停止	平成31年1月1日から令和2年12月31日までの間の 入札参加停止期間に応じて減点
点 数	1月につきー1点

5 等級区分基準

等 級	基 準
A	資格審査数値が70点以上
B	資格審査数値が50点以上70点未満
C	資格審査数値が50点未満

さいたま市告示第498号

さいたま市水道局告示第31号

さいたま市及びさいたま市水道局が発注する建設工事の請負（以下「建設工事」という。）、設計、調査及び測量の業務の委託（以下「設計・調査・測量」という。）、道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務の委託（以下「土木施設維持管理」という。）、物品の製造の請負、買入れ、借入れ、修理及び不用品の買受等（以下「物品納入等」という。）及び建物管理等役務の提供に関する業務の委託（以下「業務委託」という。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその申請方法を定めた告示（令和2年8月5日さいたま市告示第1183号及びさいたま市水道局告示第91号）17の規定に基づき追加の資格審査を実施するので、

次のとおり公示する。

令和3年3月24日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市水道事業管理者 小 島 正 明

1 資格審査申請の受付

(1) 受付期間

ア 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理

(ア) 新規：令和3年5月6日から令和3年5月21日まで

(イ) 追加：令和3年5月6日から令和3年5月28日まで

イ 物品納入等及び業務委託

令和3年5月10日から令和3年5月21日まで

(2) 受付方法

ア 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理

郵送による申請（持参不可）。各受付期間最終日の消印有効

イ 物品納入等及び業務委託

郵送による申請（持参不可）。令和3年5月21日消印有効

(3) 郵送先

ア 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県総務部入札審査課審査担当（工事）

イ 物品納入等及び業務委託

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

(4) その他

ア 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理

令和3・4年度建設工事請負等競争入札参加資格審査申請の手引第1回追加申請用による。

イ 物品納入等及び業務委託

令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格審査申請の手引第1回追加申請用による。

2 競争入札参加資格の有効期間

令和3年8月1日から令和5年3月31日まで

〔水道局〕

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

さいたま市水道局公告（調達）第5号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和3年3月31日

さいたま市水道事業管理者 小 島 正 明

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
小型貨物ハイブリッド自動車賃貸借（令和3年度その1）
 - (2) 借入場所
さいたま市浦和区常盤6-14-16外1か所
 - (3) 数量・特質等
 - ア 数量 14台
 - イ 特質等 入札説明書のとおり
 - (4) 借入期間
令和3年12月1日から令和9年1月31日まで
- 2 競争入札参加資格に関する事項
- 本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。
- (1) 令和3年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「レンタル・リース」内の営業種目「自動車リース」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市水道局業務部管財課に所定の様式により、令和3年4月14日（水）までに資格審査の申請を行うこと。
 - (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市水道局物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成20年さいたま市水道局制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
 - (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
 - (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- 3 入札説明書等の交付
- 本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。
- (1) 交付方法
さいたま市ホームページからダウンロード
<https://www.city.saitama.jp/001/006/002/050/070/072/p077309.html>
 - (2) 交付期間
公告の日から令和3年4月26日（月）まで
 - (3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

公告の日から令和3年4月26日（月）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

〒330-8532 さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課
契約係

(4) 提出方法

持参又は郵送

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課
担当 契約係 電話 048(714)3080

(2) 交付日時

令和3年5月14日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒（角形2号封筒又はこれに類する寸法のもの）に120円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和3年5月25日（火）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4(3)に同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年5月27日（木）午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局水道庁舎入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年水道部企業管理規程第34号、以下「契約事務規程」という。）第22条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年5月27日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

契約事務規程第24条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 契約事務規程第27条及びさいたま市水道局特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市水道局制定）第15条に該当する入札

イ 入札（見積）金額内訳書（以下「内訳書」という。）の記載がない者、内訳書の積算に誤りがある者又は内訳書の金額が入札金額と一致していない者がした入札

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

電話 048（714）3080 FAX 048（832）3336

7 契約手続等

(1) 契約保証金

落札価格の100分の10以上を納付すること。ただし、契約事務規程第6条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市水道局業務部管財課において無償

で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

6(8)に同じ

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

- (3) 契約条項等（契約事務規程等）は、さいたま市水道局業務部管財課において閲覧できる。
- (4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Lease contract for tender:

14 Hybrid light freight vehicles (FY 2021 Part1)

(2) Date and time of tender:

May 27, 2021, 9:30 a.m.

(3) Contact point for the notice:

Contract Section, Property Management Division, Department of Operation,
Saitama City Waterworks Bureau

6-14-16, Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture, 330-8532, Japan

Tel: 048-714-3080